

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり) (令和6年8月から)

| 居住費(滞在費) |             |                |            | 食費     |
|----------|-------------|----------------|------------|--------|
| ユニット型個室  | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室          | 多床室        |        |
| 2,066円   | 1,728円      | 1,728円(1,231円) | 437円(915円) | 1,445円 |



( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

● 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

**82.65万円に変更**

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり) (令和6年8月から)

| 利用者負担段階 | 所得の状況 <sup>※1</sup>            | 預貯金等の資産 <sup>※2</sup> の状況    | 居住費(滞在費) |             |              |      | 食費              |
|---------|--------------------------------|------------------------------|----------|-------------|--------------|------|-----------------|
|         |                                |                              | ユニット型個室  | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室        | 多床室  |                 |
| 1       | 生活保護受給者の方等                     | 要件なし                         |          |             |              |      |                 |
| 2       | 老齢福祉年金受給者の方                    | 単身:1,000万円以下<br>夫婦:2,000万円以下 | 880円     | 550円        | 550円(380円)   | 0円   | 300円            |
|         | 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方       | 単身:650万円以下<br>夫婦:1,650万円以下   | 880円     | 550円        | 550円(480円)   | 430円 | 390円 [600円]     |
| 3-①     | 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方 | 単身:550万円以下<br>夫婦:1,550万円以下   | 1,370円   | 1,370円      | 1,370円(880円) | 430円 | 650円 [1,000円]   |
|         | 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方       | 単身:500万円以下<br>夫婦:1,500万円以下   | 1,370円   | 1,370円      | 1,370円(880円) | 430円 | 1,360円 [1,300円] |

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。  
( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者や婚姻届を提出していない事実婚も含む。

※2 [預貯金等に含まれるもの] 資産性があり、換金性が高く、価格計測不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

**資料 12-3 のとおり変更**

● 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

| 区分   | 限度額                        |
|--|----------------------------|
| 課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方                    | 140,100円(世帯)               |
| 課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の方   | 93,000円(世帯)                |
| 住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方              | 44,400円(世帯)                |
| 世帯全員が住民税非課税                                  | 24,600円(世帯)                |
| ・老齢福祉年金受給者の方<br>・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等 | 24,600円(世帯)<br>15,000円(個人) |
| 生活保護受給者の方等                                   | 15,000円(個人)                |

● 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)  
70歳未満の方

| 区分             | 限度額   |
|----------------|-------|
| 901万円超         | 212万円 |
| 600万円超~901万円以下 | 141万円 |
| 210万円超~600万円以下 | 67万円  |
| 210万円以下        | 60万円  |
| 住民税非課税世帯       | 34万円  |

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

| 区分   | 限度額   |
|--|-------|
| 690万円以上  | 212万円 |
| 380万円以上690万円未満                                       | 141万円 |
| 145万円以上380万円未満                                       | 67万円  |
| 一般(住民税課税世帯の方)  | 56万円  |
| 低所得者(住民税非課税世帯の方)                                     | 31万円  |
| 世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方) | 19万円  |

26、27ページ 特定入所者介護サービス費と高額介護サービス費の年金収入額が変わります  
令和7年8月1日~ 80万円~80.9万円